

国重要文化財（美術工芸品）の新指定について

平成30年3月9日（金）に文化審議会（会長 馬淵 明子）が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の指定が文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、重要文化財に指定されることとなります。

記

【答申予定の重要文化財2件】

種別	名称	所有者	所在地
工芸品	きんぎんときっかもんちらしどうすいびょう 金銀鍍菊花文散銅水瓶	宗教法人 ^{いんじょうじ} 引接寺	越前市京町3-3-5 (越前市武生公会堂記念館寄託)
古文書	みょうつうじきしんふだ 明通寺寄進札	宗教法人明通寺	小浜市門前5-21

【美術工芸品／工芸品】

名 称	金銀鍍菊花文散銅水瓶 一口
所 有 者	宗教法人 引接寺（越前市京町3-3-5）
所 在 地	越前市蓬萊町8-8（越前市武生公会堂記念館）
法 量／時代	総高 29.6 cm / 鎌倉時代
由 来・特 徴	引接寺は、長享2年（1488）真盛上人が開基した天台真盛宗の別格本山で、越前における真盛派の中心寺院であった。 水瓶は銅鑄造で、長い注口と把手を持つ志貴型水瓶である。蓋に取り付けられた獅子は鬘 <small>たてがみ</small> の1本まで細かく毛彫りされ、把手や蝶番の牡丹文などは繊細かつ精緻に写實的に彫出されており、鎌倉時代の製作と考えられる。全面に鍍銀にて菊花文を散らす装飾がなされており、当初は非常に華やかなものであったと思われる。鎌倉時代の金工品の典型的作風を表すものであり、保存状態も良好である。
これまでの指定	県指定文化財（平成27年3月31日）



【美術工芸品／古文書】

名 称	明通寺寄進札 三百九十六枚
所 有 者	宗教法人 明通寺（小浜市門前5-21）
時 代	鎌倉時代～江戸時代（14～17世紀）
由来・特徴	父母親族の追善供養等のために、明通寺で経典を書写した際に米や銭を寄進した証として残された木札である。明通寺の本堂に掲げられていたもので、腐朽、欠損したものを除き、396枚を数える。最古のものは延慶2年（1309年）で、以後元禄7年（1694年）まで約390年間の資料を残している。木札の形状にも時代的な変遷がみられ、銘文の表現方法もさまざまである。 最古の紀年銘を持つ延慶2年（1309年）の寄進札以外は、すべて如法経料足の寄進札である。願主（寄進者）は近在の土豪、武士、百姓、僧侶等の各階層にわたるほか、女性の願主もみられ、その数量と時代の幅なども合わせると、中世仏教信仰を示す木札の資料としては国内随一であり、きわめて貴重である。
これまでの指定	県指定文化財（昭和53年7月25日）



明通寺寄進札
（永禄3年2月）